

学校経営のポイント

“教育目標の設定”と実現のための課題

若井 彌一

平成 17 年度が始まった。どの学校も、新年度の教育課程を編成し、教育目標を設定し、その目標に向かって教職員が力を合わせて歩を進めることを確認しあっていることと思われる。

ふまえるべき“児童・生徒の実態”

なにがとも、目標の設定は低いよりは高いほうが見栄えがする。教育目標の場合も例外ではない。

それなら、他人が見て（読んで）、びっくりするような高邁な目標を掲げさえすればよいのかといえ、そうではない。教育目標は、各学校の教育課程の一部をなすものであり、教育課程と無縁のお飾りではないからである。

教育課程編成の一般方針については、学習指導要領「総則」の冒頭部分で確認している（小・中・高校とも共通の内容）。

たとえば、小学校の場合、「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする」と述べていることは周知のごとくである。

ここで強調しておきたいのは、児童・生徒の心身の発達段階・特性の実態を的確に把握することの重要性である。

よくも悪くも、各学校の児童・生徒の「実態」をふまえたものであってこそ、教育（指導）活動の展開は効果的であり得るし、設定した教育「目標」も現実味を帯びたものとなる。

「実態」が高いとか低いとかは、各学校の教育課程の編成（目標設定を含む）と、それに基づく教育活動の展開にとって所与の現実（あるいは、ふまえるべき事実）であって、論評の対象ではない。

教育目標を学習目標として主体化する

ところで、設定された教育目標は、児童・生徒によってどの程度理解され、また、学校生活を送るにあたって、どの程度自覚されているのか。

この理解と自覚の程度が低ければ、当然のことながら教育目標は、結果的に教師にとっても児童・生徒にとってもお飾りとなってしまふ。

それなら、どうするか。学習するのは児童・生徒であって、教師が代わって学習するわけにはいかない。

教師の教育（指導）意欲が空回りしないで、効果的な学習指導となるためには、教育目標が児童・生徒の学習目標として主体化されなくてはならない。

すなわち、教育目標は、それぞれの児童・生徒の「自発的精神」（教育基本法第 2 条）に支えられた学習目標として再設定されなくてはならない。

この再設定の試みを、各教師が年間の教育活動のなかで随時行うことにより、学習活動の自発化あるいは能動化を促すことがどの程度までできるか。

もちろん、学習活動の自発化・能動化の責任をすべて児童・生徒に負わせるのではない。毎日の、毎時間の教師の授業内容と方法が児童・生徒の知的興味・関心を引き起こし、深め、広げていくにふさわしい充実したものであることが不可欠の実践的課題である。

実りの多い平成 17 年度にしたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校長併任）

『教職研修資料』メール配信のお知らせ！

（<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/kenshu>）

メール配信ご希望の先生は、上記 URL をご覧ください

●新刊案内●

3月25日刊 緊急刊行！

教育開発研究所刊

福岡沖地震，新潟県中越地震等を教訓として！ 大泉光一【著】A5判 160頁・定価 1890円

学校の地震災害危機対応マニュアル

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）